

食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要領

平成20年7月18日付け20農畜機第1719号承認、
平成20年7月18日付け20日ハ協第33号
一部改正平成22年6月23日付け22農畜機第1314号承認、
平成22年6月23日付け22日ハ協第26号

社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会（以下「協会」という。）が国産食肉及び畜産副生物の新規用途開発、製品等の品質・衛生管理及び環境対策のために必要な機械・装置を食肉加工業者等に対して貸し付ける事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）に定めるもののほか、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要綱（平成20年4月30日付け20農畜機第490号。以下「実施要綱」という。）及びこの実施要領の定めるところによる。

第1 目的

我が国の食肉需要は、加工需要が大きな役割を果たしているが、我が国の養豚経営及び肉用牛経営の安定を図るためには、加工需要の一層の拡大を図るとともに、畜産副生物の新規用途開発の推進等による高付加価値化が重要となっている。

また、最近の食肉・食肉加工品の安全性のさらなる向上や二酸化炭素排出削減等の環境問題への対応といった社会の要請に対応するため、食肉加工施設や機械の高度化による衛生管理及び環境への対応の徹底を図ることが緊急の課題となっている。

このため、協会は実施要綱に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の補助を受けて「貸付機械取得資金」を設け、第3に掲げる貸付機械・装置を貸し付けることとし、もって国産食肉の需要拡大及び畜産副産物の高付加価値化及び衛生管理の向上に資するものとする。

第2 貸付けの相手方の範囲

1 協会が貸付けを行う相手方（以下「借受者」という。）は、次に掲げる要件のすべてに適合する食肉加工業者及びハンバーガーレストラン経営者又は独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「機構理事長」という。）が適当と認めたとする。

ア 協会の会員であること。

イ 貸付機械を利用して国産食肉又は畜産副生物を使用した新製品の製造又は販売を行う計画あるいは品質・衛生管理の高度化を行う計画あるいは環境対

策の向上を行う計画を有していること。

なお、廃棄物の再生利用に必要な機械・装置を借受する場合においては、この機械・装置の使用により製造する肥飼料の使用、販売又は譲渡に関する計画を有していること。

第3 貸付機械・装置の範囲

- 1 貸付の対象となる機械・装置（以下「貸付機械」という。）の範囲は、国産食肉又は畜産副生物の利用の促進を図るために使用される次に挙げるものとする。
 - (1) 新製品の開発を行うために必要な調整又は保管のための機械・装置
 - (2) 製品等の品質・衛生管理に必要な機械・装置
 - (3) 二酸化炭素の排出量削減及び動植物性残渣及び汚泥（以下「廃棄物」という。）の減量又は再生利用に必要な機械・装置
- 2 品質・衛生管理のための貸付機械を除き、二酸化炭素の排出量削減又は廃棄物の減量又は再生利用に資する環境に配慮したものであること。ただし、環境に配慮したものが販売されていない場合は、この限りではない。

第4 貸付期間等

- 1 貸付機械の貸付期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内とし、別表1の期間とする。
- 2 貸付機械の貸付期間の開始日は、第20の1に規定する貸付機械の検収が終了した日とする。
- 3 この事業の実施期間は、その貸付決定の期間を平成20年度から平成24年度とする。

第5 貸付料

- 1 協会は、原則として借受者から貸付料を徴収する。
- 2 前項の貸付料の月額、基本貸付料、附加貸付料及び消費税等相当額の合計額を基準とし、貸付期間を通じて各月均等になるように調整した額とする。
 - (1) 基本貸付料
貸付機械の取得価額（当該貸付機械の取得に係る本体価格のほか、運賃、組立て据付け料などの諸経費を含む。以下同じ。）をその貸付期間の月数（以下「貸付月数」という。）で除して得た額
 - (2) 附加貸付料
別表2の年率を12ヵ月で除した月率での元利均等償還方式により計算した貸付機械の償還合計を貸付月数で除した額から、毎月の基本貸付料を差し引いた額に貸付機械に対する固定資産税及び損害保険の保険料に相当する月額を加えた額

(3) 消費税等相当額

(1) 及び(2)の貸付料の額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額

3 貸付料(月額)の算出方法

$$A = [[(M1 + M2 + M3) \times (1 + r)^n \times r] \div [(1 + r)^n - 1]] + s$$

A : 貸付料月額

M1 : 貸付機械取得価額

M2 : 固定資産税相当額

M3 : 損害保険料相当額

r : 金利相当率(年率÷12)

n : 貸付月数(貸付年数×12)

s : 消費税等相当額

4 貸付料の算出の取扱い

(1) 固定資産税相当額

貸付機械設置先の地方自治体の固定資産税を基準として得た額とし、算出に当たり生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 損害保険料相当額

協会が締結した動産総合保険の料率を基準として得た額とし、算出に当たり生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 貸付料の算出

貸付料の月額の算出にあたり生じた100円未満の端数は、切り上げるものとする。

5 貸付料の徴収

(1) 借受者は、貸付機械の貸付開始日から貸付期間が終了するまでの間、貸付料月額を協会が指定する期日までに協会に支払うものとする。

(2) 貸付料の納入方法

借受者は、社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会会長(以下「協会会長」という。)が指定する口座に貸付料を振り込むものとする。

第6 貸付申請

貸付機械の貸付を希望する者(以下「申請者」という。)は、別紙様式第1号の食肉加工施設等整備リース事業貸付申請書を協会会長に提出するものとする。

第7 貸付の決定

協会は、貸付申請があったときは、その内容について審査を行い、貸付けの諾否を決定したときは、その決定の結果を速やかに申請者に直接通知するものとする。

第8 貸付契約の締結等

- 1 協会は、申請者に対して貸付機械を貸し付ける旨の決定をしたときは、借受者と別紙様式第2号の食肉加工施設等整備リース事業貸付契約書により貸付契約を締結するものとする。
- 2 貸付契約に係る債務の履行の確保
 - (1) 協会は、貸付契約の締結に当たっては、当該貸付契約に係る債務履行を確保するために、必要な保証措置を講じることができるものとする。
 - (2) (1)の保証措置は、原則として金融機関による保証、連帯保証人による保証等のいずれかによるものとする。

第9 貸付契約の変更

協会は、必要があると認めるときは借受者と合意の上、貸付契約を変更することができるものとする。

第10 貸付契約解約の禁止

借受者は、締結された貸付契約を解約することができない。ただし、特別の事情があり、協会がやむを得ないと認めた場合は、借受者は、協会が提示する条件を了承の上解約することができるものとする。

なお、この場合、当該貸付機械が既に貸付開始されているときは、借受者は当該貸付機械を第11の2に規定する精算額で買い取るものとする。

第11 貸付契約違反等に対する措置

- 1 協会は、借受者がこの実施要領及び貸付契約書の各条項に違反した場合には、次の全部又は一部の措置をとるものとする。この場合において、協会が必要と認め請求したときは、借受者は貸付機械を2の精算額で買い取らなければならない。
 - (1) 貸付契約の解約
 - (2) 損害賠償の請求
 - (3) その他必要な措置
- 2 精算額は、当該貸付機械の貸付期間を通じて納入される貸付料の合計額から貸付機械の精算額を算定せねばならぬ事情が発生した時点において既に納入された貸付料を控除して得た額とし、次式により計算するものとする。

精算額 = [貸付料(月額) × 貸付期間(年数) × 12] - 既に納入された貸付料の合計額

- 3 精算額の納入期限は、協会が精算額納入についての通知を発送した日から20日以内とする。

第12 貸付に係る違約金

協会は、借受者が貸付料、精算額等協会に対し負担する債務について、

その納入を怠ったときは、原則として、当該債務につき納入期限の翌日（当該債務が損害賠償金の場合は、損害に係る事実の発生した日）から納入の日までの間、年14.6%の割合で算定した違約金を徴収するものとし、次式により計算するものとする。

違約金＝納入すべき貸付料等の額×0.146×（納入期限の翌日から納入の日までの日数÷365）

第13 貸付契約の終了

貸付期間又は第17の1の（1）の規定に基づく継続貸付期間の終了、第10のただし書き、第11の1及び第16の4のいずれかに該当したときは、当該貸付機械について貸付契約が終了するものとする。

第14 貸付機械の維持管理

- 1 借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付機械を維持管理し、使用しなければならない。
- 2 貸付機械の維持管理及び使用に必要な経費は、借受者が負担するものとする。ただし、当該貸付機械に係る固定資産税及び損害保険料については貸付機械の所有者たる協会が負担するものとする。
- 3 借受者は、協会の指示するところにより、貸付機械の所有権が協会に留保されていることを示すシール（明認方法）を貸付機械の見やすい場所に貼付するものとする。
- 4 借受者は、貸付機械の設置場所を変更しようとする場合は、あらかじめ別紙様式第3号の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械設置場所変更承認申請書を協会会長に提出し、その承認を受けるものとする。

第15 禁止事項

協会は、借受者が貸付機械について、次のことを行うことを禁止するものとする。ただし、（4）については、特別の事情があり協会会長が事前にやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- （1）貸付機械を貸付けの目的に反して使用すること。
- （2）貸付機械を第三者に譲渡又は転貸すること。
- （3）貸付機械を質権その他名目の如何を問わず担保の目的に供すること。
- （4）維持管理の範囲を超えて貸付機械を改造すること。

第16 貸付機械の事故等

- 1 借受者は、貸付機械の滅失、一部毀損等の事故があったときは、その内容及びとった措置について、遅滞なく別紙様式第4号の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械事故報告書を協会会長に提出しなければならない。
- 2 貸付機械に事故が発生し、修理が可能な場合は、借受者は自己の費用負担

において修理を行うものとする。

- 3 貸付機械に事故が発生し、保険金が支払われる場合は、協会は受け取った保険金の範囲内で、借受者が修理に要した費用に充当するものとする。
- 4 借受者の責に帰すべき事由により、貸付機械の使用が著しく困難となった場合又は貸付機械が滅失した場合には、第11の2に規定する精算額にて当該貸付機械を買い取るか又は同精算額を協会に支払うものとする。
- 5 天災等借受者の責に帰することができないと認められる事由により、貸付機械の使用が著しく困難になった場合又は貸付機械が滅失した場合には、当該貸付機械に係る貸付期間が終了したものとし、借受者の責任を免除することができる。ただし、当該時点までにかかる貸付料についてはこの限りではない。
- 6 貸付機械の隠れた瑕疵により事故が発生し、借受者が損害を受けた場合には、協会は、借受者からの請求により当該貸付機械の販売業者等に対する損害賠償請求権を借受者に譲渡するものとする。この場合、貸付契約は変更されないものとする。

第17 貸付期間終了後の貸付機械の取扱い

- 1 協会は、貸付期間が終了した貸付機械を次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 借受者が貸付期間の終了後も引き続き貸付機械の貸付（以下「継続貸付」という。）を希望する場合は、ア～ウの条件により継続貸付を行うものとする。
 - ア 借受者は、貸付期間終了の2ヵ月前までに別紙様式第5号の食肉加工施設等整備リース事業継続貸付申請書を協会会長に提出することにより、継続して貸付を受けられるものとする。継続貸付の期間については、1年を単位とする。
 - イ 継続貸付料の月額、貸付期間の終了前の貸付料を基準として別表3のとおりとする。
 - ウ 貸付機械の継続貸付料の月額及び貸付期間以外については、貸付期間終了前の貸付契約書の諸条件が準用されるものとする。
- 2 借受者が貸付期間又は継続貸付期間の終了後も引き続き貸付機械の使用を希望する場合は、耐用年数以内は借受者が使用することを条件として、別紙様式第6号の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械買取申請書により協会会長の承認を得て、継続貸付料を基本とする額で、買い取ることができるものとする。

第18 貸付機械の回収

- 1 協会は、貸付期間が終了した場合又は継続貸付期間が終了した場合は、貸付機械を回収するものとする。
- 2 1の貸付機械の回収は、協会の指定する場所でこれを行うものとし、これ

に要する費用は借受者の負担とする。

第19 貸付機械の取得（売買契約の締結）

- 1 協会は、貸付機械の貸付けの決定をしたときは、貸付機械の製造業者（輸入に係る貸付機械にあつては、当該貸付機械の輸入業者を含む。）又は販売業者（以下「製造業者等」という。）と別紙様式第7号の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械売買契約書により売買契約を締結するものとする。
- 2 協会は、製造業者等に対して当該貸付機械について、その貸付期間を通じて機械の品質性能について保証させるとともに、アフターサービスを誠実に実行させるものとする。

第20 貸付機械の検収

- 1 売買契約に基づき、協会が貸付機械を取得する場合における貸付機械の検収は、協会が行うものとする。ただし、協会会長が適当と認めた場合は、当該貸付機械の検収を借受者に委任することができるものとする。
- 2 検収を委任された借受者は、貸付機械の検収に当たっては、協会会長が別に定める検収の方法により検収を行わなければならない。
- 3 検収を委任された借受者は、貸付機械の検収が終了した後、速やかに別紙様式第8号の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械検収報告書を協会会長に提出するものとする。
- 4 借受者は、貸付機械の検収が終了した後、速やかに別紙様式第9号の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械受領書を協会会長に提出するものとする。

第21 売買契約違反等に対する措置

協会は、売買契約を締結した貸付機械の製造業者等が、この実施要領及び売買契約書の各条項に違反した場合には、次の全部又は一部の措置をとるものとする。

- (1) 売買契約の解約
- (2) 損害賠償の請求
- (3) その他必要な措置

第22 製造業者等の損害賠償金の納入遅滞等による遅延損害金

協会は、製造業者等が損害賠償金についてその納入を怠ったときは、損害に係る事実の発生した日から納入の日まで年14.6パーセントの割合で算定した遅延損害金を徴収するものとする。

遅延損害金＝損害賠償金の額×0.146×(損害に係る事実が発生した日から納入の日までの日数÷365)

第23 実施報告書の提出

借受者は、貸付機械の貸付期間が終了するまで、毎年4月30日までに前年度（前年4月1日から当該年3月31日まで）の次に掲げる事項について、別紙様式第10号の食肉加工施設等整備リース事業実施報告書を協会会長に提出するものとする。

- (1) 貸付機械の維持管理及び使用状況
- (2) 貸付機械を使用した食肉加工品の生産状況
- (3) 第3の2に該当する二酸化炭素の排出量削減に資する貸付機械を借受した場合は、二酸化炭素の排出量削減状況
- (4) 廃棄物の減量に必要な貸付機械を借受した場合は、貸付機械を設置した事業所等の廃棄物の減量状況
- (5) 廃棄物の再生利用に必要な貸付機械を借受した場合は、廃棄物の再生利用の状況

第24 書類の整備保管

- 1 借受者は、貸付機械についての帳簿を備え、貸付期間における当該貸付機械の維持管理及び使用状況について必要な事項を記帳し、貸付期間が終了するまで保存するものとする。
- 2 借受者は、貸付料等の領収書又はその写し、貸付決定通知書、契約書等の関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、貸付契約が終了するまでの間とする。

第25 貸付機械の立入検査

協会会長が必要と認めるときは、貸付機械の維持管理及び使用状況等について立入検査し又は報告を求めることができるものとする。この場合には、借受者は、これに応じ、協力しなければならない。

第26 その他

この実施要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、協会会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、機構理事長の承認のあった日から施行する。
- 2 平成20年4月1日からこの実施要領に定める事業を実施している場合の補助については、この実施要領による補助とみなす。
- 3 この実施要領の制定に伴い、食肉加工施設等整備リース事業業務規程（平成3年1月30日付け日ハ協第1164号、平成3年2月5日付け2畜団第1406号承認）及び食肉加工施設等整備リース事業実施要領（平成3

年3月28日付け制定)は廃止する。

附 則

(平成22年6月23日付け22農畜機第1314号承認 平成22年6月23日
付け22日ハ協第26号)

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

別表1 貸付期間

実施要領第4の1に基づく貸付期間は以下のとおりとする。

耐用年数	貸付期間
9年～10年	6年
8年	5年

別表2 附加貸付料の料率

実施要領第5の2の(2)に基づく年率は以下のとおりとする。

年率
0.8%

別表3 継続貸付料

実施要領第17の1の(1)のイに基づく継続貸付料は以下のとおりとする。

	継続貸付料
1年目	貸付期間終了前の貸付料の12分の1
2年目	貸付期間終了前の貸付料の17.5分の1
3年目	貸付期間終了前の貸付料の30分の1
4年目	貸付期間終了前の貸付料の37.5分の1

別紙様式第1号

平成 年度食肉加工施設等整備リース事業貸付申請書

番 号
年 月 日

社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会

会長 殿

住 所

会 社 等 名

代表者氏名

印

平成 年度において、下記により貴協会の貸付機械の貸付を受けたいので、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要領第6の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

なお、貸付決定の上は、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要領及び食肉加工施設等整備リース事業貸付契約書の各条項並びに貸付決定通知書の記載事項を遵守することを誓約します。

記

1 貸付機械の概要

- (1) 機械名
- (2) 型式
- (3) 数量
- (4) 納入予定日
- (5) 設置場所（電話番号についても記載）
- (6) 製造業者
- (7) 販売業者
- (8) 金額

2 貸付機械を使用した食肉加工品の生産（販売）計画

- (1) 新製品の開発を行うために必要な機械・装置 (単位：トン)

年度	新製品の生産（販売）数量	国産食肉の使用量

(2) 製品等の品質・衛生管理に必要な機械・装置 (単位：トン)

年度	生産（販売）数量	国産食肉の使用量

(3) 二酸化炭素の排出量削減及び廃棄物の減量等に必要な機械・装置 (単位：トン)

年度	生産（販売）数量	国産食肉の使用量

3 貸付機械の利用目的

4 貸付機械の利用計画

(1) 新製品の種類とその特徴

(2) 品質・衛生管理の高度化の内容

(3) 環境対策の向上の内容

(4) 廃棄物の再生利用に必要な貸付機械の貸付を申請する場合には、製造した肥飼料の使用計画

	年間製造見込み量 (トン)	販売又は譲渡予定先 (自家使用の場合は自家と記入)
肥料		
飼料		

(注) 貸付を申請する貸付機械の目的により、(1)から(3)を選択して記載すること。ただし、廃棄物の再生利用に必要な貸付機械の貸付を申請する場合には、(3)と(4)の両方を記載すること。

5 添付書類

(1) 製造、販売工程図及び貸付機械設置配置図

(2) 販売業者から協会あての見積書及び当該機械のカタログ

別紙様式第2号

食肉加工施設等整備リース事業貸付契約書

		契約年月日	年	月	日
		契約番号	第		号
借受者（甲）	住 所				
	氏 名				
	代表者	印			
連帯保証人	住 所				
	氏 名				
	代表者	印			
連帯保証人	住 所				
	氏 名				
	代表者	印			

貸付者（乙）住 所
 氏 名 社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会
 代表者 会 長 印

借受者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と貸付者社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会（以下「乙」という。）とは貸付機械の貸付に関し、乙の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるほか次の各条項により契約を締結する。

（１）貸付機械の 名称及び型式	
（２）売 主	
（３）設置場所	
（４）貸付期間	当該貸付機械の検収が終了した日から 年間
（５）貸 付 料 (月額)	月 額 円（税込）
（６）支払方法	甲は乙の指定する口座に指定する期日までに貸付料を振込むものとする。
（７）付随条項	

裏面へ続く

- 第 1 条 (貸付機械)
貸付機械の名称及び型式(実施要領第 20 に定める貸付機械の検収を終了したもの。)、及び売主並びに設置場所は、表記(以下「表」という。)(1)、(2)、(3)に定めるとおりとする。
- 第 2 条 (貸付料)
貸付料は実施要領第 5 に基づき計算された基本貸付料、附加貸付料及び消費税等相当額の合計額であって表(5)に定める額とする。ただし、契約期間中に消費税、地方消費税及び固定資産税額が変更になった場合には、実施要領第 9 に基づき協議するものとする。
- 第 3 条 (貸付料の納入)
甲は貸付料を表(6)に定める期日までに表(6)に定める方法により、乙に納入するものとする。
- 第 4 条 (貸付機械の引き渡し)
貸付機械の引き渡しは甲が実施要領第 20 の 4 に定める受領書を発行した時をもって完了したものとする。
- 第 5 条 (貸付期間等)
貸付期間等は表(4)に定めるとおりとし、貸付期間の開始日は甲が実施要領第 20 に定める貸付機械の検収を終了した日とする。
- 第 6 条 (貸付機械の継続貸付)
甲は貸付期間終了後継続して貸付機械を借り受けようとする場合には、実施要領第 17 に基づき乙に申請するものとする。継続貸付契約の単位は 1 年とし、継続貸付料は第 2 条に定める貸付料の 1 年目は 1 / 12、2 年目は 1 / 17.5、3 年目は 1 / 30、4 年目は 1 / 37.5 とする。貸付期間と貸付料以外については、本契約書の諸条件が準用されるものとする。
- 第 7 条 (保険)
乙は、貸付機械について契約期間中(ただし、継続貸付期間は除く)動産総合保険を付保するものとする。
2 貸付機械に保険事故が発生したときは保険金は乙が受け取り、保険金の範囲以内で甲が修理に要した費用に充当するものとする。ただし、甲に故意または不誠実な行為があったときはこの限りではない。
3 保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知し、かつ保険金受取に必要な一切の書類を遅滞なく乙に交付するものとする。
- 第 8 条 (貸付機械の瑕疵)
貸付機械の引き渡し完了後貸付機械に隠れた瑕疵が発見された場合、乙はその責任を負わないものとする。
2 前項の理由により甲が損害を受け甲から乙に対して請求があった場合、乙は、当該貸付機械の売主に対する損害賠償請求権を甲に譲渡するものとする。
3 前 2 項の場合にもこの貸付契約は変更されないものとする。
4 第 1 項を原因として甲が乙と売主との間の売買契約の解除を希望した時は、乙は甲が乙に対してこの契約に基づき負担する一切の債務の支払を受けるのと引き換えに乙と売主との売買契約の解除権及び契約解除に伴う売買代金返還請求権を買主としての地位と共に甲に対し譲渡するものとする。
- 第 9 条 (貸付機械の管理と使用)
甲は善良な注意義務をもって貸付機械を管理、使用しなければならない。
- 第 10 条 (設置場所の変更)
甲が貸付機械の設置場所を変更しようとする場合は、あらかじめ乙の書面による承諾を得るものとする。
- 第 11 条 (貸付機械の転貸、改造等の禁止)
甲は貸付機械について下記事項を行わないものとする。
(1) 貸付の目的に反して使用すること
(2) 第三者への譲渡、転貸
(3) 質権、その他名目の如何を問わず担保の目的に供すること
2 甲は通常の維持管理の範囲を超えて貸付機械を改造してはならない。
ただし、特別の事情があり、乙が事前にやむを得ないと認めた場合はこの限りではな

い。

第12条 (貸付契約の中途解約の禁止)

甲は、本契約を途中で解約することはできない。ただし、特別の事情があり、乙がやむを得ないと認めた場合、甲は乙が提示する条件を了承の上解約することができる。

第13条 (貸付機械の滅失、毀損)

貸付期間中貸付機械の滅失、毀損が生じた場合、実施要領第16によって処理するものとする。

第14条 (契約違反)

乙は、甲が実施要領及び貸付契約書の各条項に違反した場合には、次の全部又は一部の措置をとるものとする。この場合において、乙が必要と認め請求したときは、甲は貸付機械を2の精算額で買い取らなければならない。

- (1) 貸付契約の解約
- (2) 損害賠償の請求
- (3) その他必要な措置

2 精算額は、当該貸付機械の貸付期間を通じて納入される貸付料の合計額から貸付機械の精算額を算定せねばならぬ事情が発生した時点において既に納入された貸付料を控除して得た額とする。

第15条 (回収費用の負担)

貸付契約が終了したときの貸付機械の回収に係る費用は甲が負担するものとする。

第16条 (調査及び報告)

乙は何時でも貸付機械の管理状況を調査することができる。この場合甲はその調査に協力するものとする。

第17条 (連帯保証人)

連帯保証人は甲及び他の保証人と連帯して本契約及び実施要領第9の変更後の貸付契約に基づく甲の乙に対する一切の債務を乙に対して保証し債務の履行の責を負うものとする。

以上の契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印の上各1通を保有する。

別紙様式第3号

食肉加工施設等整備リース事業貸付機械設置場所変更承認申請書

番 号
年 月 日

社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会
会長 殿

住 所
会 社 等 名
代表者氏名 印

食肉加工施設等整備リース事業貸付契約書（第 号）により借り受けました貸付機械の設置場所を下記のとおり変更したいので、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要領第14の4の規定に基づき申請します。

記

1 貸付機械名

2 設置場所

(1) 現在

ア 住所

イ 名称

(2) 変更後

ア 住所

イ 名称

3 移動年月日

平成 年 月 日

4 固定資産税の納税場所

(1) 住所

(2) 名称

(3) 担当部署

5 貸付機械の設置配置図（設置場所の図面を添付すること）

別紙様式第4号

食肉加工施設等整備リース事業貸付機械事故報告書

番 号
年 月 日

社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会
会長 殿

住 所
会 社 等 名
代表者氏名 印

食肉加工施設等整備リース事業貸付契約書（第 号）により借り受けました貸付機械について、下記のとおり事故が発生しましたので、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要領第16の1の規定により報告します。

記

- 1 貸付機械名
- 2 貸付機械番号
- 3 事故発生日時
平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃
- 4 事故発生場所
- 5 事故状況（損害状況）
- 6 事故原因
- 7 措置（修理を行った場合は、修理内容、金額及び業者名を記載すること）
- 8 添付書類
 - (1) 写真（複数枚）
 - (2) 修理に必要な見積書又は請求書の写し

食肉加工施設等整備リース事業継続貸付申請書

番 号
年 月 日

社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会
会長 殿

住 所
会 社 等 名
代表者氏名 印

食肉加工施設等整備リース事業貸付契約書（第 号）により借り受けました貸付機械について、下記のとおり継続して借り受けたいので、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要領第17の1の（1）のアの規定に基づき申請します。

なお、借り受けるにあたっては、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要領及び食肉加工施設等整備リース事業貸付契約書の各条項の記載事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 貸付機械名
- 2 数量
- 3 貸付機械番号
- 4 継続貸付期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 5 設置場所（電話番号についても記載）

別紙様式第6号

食肉加工施設等整備リース事業貸付機械買取申請書

番 号
年 月 日

社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会
会長 殿

住 所
会 社 等 名
代表者氏名 印

食肉加工施設等整備リース事業貸付契約書（第 号）により借り受けました貸付機械について、契約期間終了に伴い下記のとおり買い取りたいので、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要領第17の3の規定に基づき申請します。

記

- 1 契約番号 第 号
- 2 貸付期間 (基本期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日)
(継続貸付 平成 年 月 日から平成 年 月 日)
- 3 貸付機械名
- 4 日 付 平成 年 月 日 (上記貸付契約期間終了の翌日)
- 5 金 額 円
- 6 買取機械の利用条件
当該機械については、法定耐用年数が満了するまで、自社内で使用します。

別紙様式第7号

食肉加工施設等整備リース事業貸付機械売買契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会（以下「乙」という。）とは食肉加工施設等整備リース事業貸付機械の売買につき、乙の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要領に基づくほか、次の各条項により契約を締結する。

（目的物とその価格）

第1条 乙が甲から買い入れる貸付機械（以下「目的物」という。）の買入価格は別表によるものとする。ただし、この価格は第2条に定める納入先において、目的物の据え付けが完了するまでのすべての経費を含むものとする。

（目的物の納入先と納入期日）

第2条 目的物の納入先と納入期日は別表のとおりとし、甲は、期日までに目的物の据え付けを完了しなければならない。

（検収）

第3条 甲は乙の指定する納入先での目的物の据え付けが完了した後、検収者立ち会いのもとに検収を受けるものとする。検収に合格しなかった物件については速やかに代替品を納入し再検収を受けなければならない。

（売買代金の支払方法及び期日）

第4条 乙は目的物が検収に合格した後、別表のとおり売買代金を甲に支払うものとする。

（所有権の移転）

第5条 目的物の所有権は第3条の検収が終了した日をもって、甲から乙へ移転するものとする。

（品質の保証）

第6条 甲は、目的物が貸付期間を通じて別表通りの品質性能を有すること及び隠れた瑕疵のないことを乙に保証し、かつ当該物件の貸付期間中におけるアフターサービスを誠実に実行しなければならない。

2 保証期間内に通常の使用において故障が発生した場合、甲は速やかに故障箇所を無償で修理するものとする。但し消耗品については有料とする。

(保証期間)

第7条 第6条2の保証は乙の指定する場所に機械を設置し検収を終了した日より12カ月間とする。

(危険負担)

第8条 甲は、目的物の検収が終了してその所有権が乙に移転するまでは、当該物件の危険を負担するものとする。

(契約違反)

第9条 本契約の各条項に当事者の一方が違反したときは、相手方は催告の上本契約を解除し、又はこれによって生じた損害を賠償請求することができる。

以上の契約を証するため、本契約書を2通作成し、各自記名捺印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

売主 住所
会社等名
代表者名

印

買主 住所
会社等名 社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会
代表者名 会長 印

別 表

機 械 の 名 称	
機 械 の 型 式	
機 械 番 号	
機 械 買 入 価 格	円 (税込)
納 入 先	
納 入 期 日	平成 年 月 日
代金の支払方法	検収完了後 月末振込

別紙様式第8号

食肉加工施設等整備リース事業貸付機械検収報告書

番 号
年 月 日

社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会
会長 殿

住 所
会 社 等 名
代表者氏名 印

食肉加工施設等整備リース事業貸付契約書（第 号）所定の貸付機械を別紙検収調書のとおり検収しましたので、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要領第20の3の規定に基づき報告します。

別 紙

貸付機械検収調書

- | | | | |
|---|-------|----------|---|
| 1 | 検収年月日 | 平成 年 月 日 | |
| 2 | 検 収 者 | 住 所 | |
| | | 会社等名 | 印 |
| | | 代 表 者 | 印 |
| 3 | 検収実施者 | 所属・職名 | |
| | | 氏 名 | 印 |
| 4 | 検収立会人 | 所属・職名 | |
| | | 氏 名 | 印 |

貸付機械の検収を「食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要領第20の2に基づき協会会長が別に定める検収の方法」に基づき、下記の通り実施致しました。

記

(契約番号)

借受者氏名		
借受者住所		
検 収 貸 付 機 械	検収場所	
	機械名	
	型式	
	機械製造番号	
機械販売業者		
検 収 所 見	申請した物件と相違ないか	
	カタログ又は設計図書どおりのものか	
	新品であるか	
	試運転の結果異常はないか	
	業者は機械装置の取扱上の注意をしたか	
	その他	

注) 貸付機械の設置場所における写真を添付すること。

食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要領第20の2に基づき協会会長が別に定める検収の方法

1 検収の目的等

検収は、売買契約に基づき、売主が目的物を納入する場合に買主が当該目的物が約定通りの物として、正常に受領することが可能であるか否かを確認するため、目的物を検査し、その結果を認定する重要な行為であり、検収終了によって引渡しが行われ、目的物の所有権が売主から買主へ移転するとともに、当協会の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業では検収の終了の日が、当該貸付機械の貸付けが開始される日であることから、検収関係者は的確な検収に務めるものとする。

2 検収の実施

- (1) 検収者は、検収を行うに当たり、検収実施者を指名するものとする。
- (2) 検収実施者は、貸付機械の設置場所において、機械販売業者等を立ちあわせて検収を行うものとする。
- (3) 検収実施者は、貸付機械検収調書の各項目につき、それぞれ確認の上記入するものとする。
- (4) 検収実施者は、検収調書の作成にあたり、検収所見のその他の欄には、その他気付いた点等を記入するものとする。
- (5) 検収実施者は、上記作業が終了した後、立会人に検収調書の記入事項について確認を求め、自ら記名捺印するものとする。

別紙様式第9号

食肉加工施設等整備リース事業貸付機械受領書

番 号
年 月 日

社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会
会長 殿

住 所
会 社 等 名
代 表 者 氏 名 印

食肉加工施設等整備リース事業貸付契約書（第 号）に基づいて、下記貸付機械の引き渡しを受け、これを検査のうえ、本日正に受領致しましたので、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要領第20の4の規定に基づき提出します。

記

- 1 貸付機械の内容
 - (1) 貸付機械名
 - (2) 数量
 - (3) 製造元
 - (4) 機械番号
 - (5) 販売業者
- 2 貸付機械設置場所
- 3 必要に応じ固定資産税届出書を添付すること。

食肉加工施設等整備リース事業実施報告書

番 号
年 月 日

社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会
会長 櫻 田 厚 殿

住 所
会 社 等 名
代 表 者 氏 名 印

食肉加工施設等整備リース事業貸付契約書（第 号）により借り受けました貸付機械について、下記のとおり実施したので、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要領第23の規定に基づき、その実施状況を報告します。

記

- 1 契約番号
- 2 貸付機械名
- 3 貸付機械の維持管理及び使用状況
- 4 貸付機械を使用した食肉加工品の生産（販売）状況

(1) 新製品の開発を行うために必要な機械・装置 (単位：トン)

年度	新製品の種類	新製品の生産（販売）数量	国産食肉の使用量

(2) 製品等の品質・衛生管理に必要な機械・装置 (単位：トン)

年度	生産（販売）数量	国産食肉の使用量

(3) 二酸化炭素の排出量削減及び廃棄物の減量等に必要な機械・装置

(単位：トン)

年度	生産（販売）数量	国産食肉の使用量

5 二酸化炭素の排出量削減状況

年度	食肉加工品の生産量 (トン)①	二酸化炭素の排出量 (トン・CO ₂) ②	二酸化炭素 排出原単位 (トン・CO ₂ /トン) (②/①)
貸付開始前年度			
貸付初年度			
2年度			
3年度			
4年度			
5年度			
6年度			

(注) 第3の2に該当する二酸化炭素の排出量削減に資する貸付機械を借受した場合のみ記載すること。食肉加工品の生産量及び二酸化炭素の排出量は、貸付機械の導入前及び導入以降の当該貸付機械を使用して生産された食肉加工品及び排出された二酸化炭素について記載すること。

6 廃棄物の減量及び再生利用の状況

年度	年間排出量 (トン)	減量後の 総重量 (トン)	再生利用 した重量 (トン)	肥飼料の使用状況 (自家使用、販売又は譲渡と記載)
貸付開始前年度				
貸付初年度				
2年度				
3年度				
4年度				
5年度				
6年度				

(注) 廃棄物の減量又は再生利用のための貸付機械を借受した場合のみ記載すること。